

熊本県公告第25号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年1月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルシヨク保田窪店
熊本県熊本市保田窪一丁目2番51号ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前10時 閉店時刻午後8時
変更後 開店時刻午前10時 閉店時刻午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後8時30分まで
変更後 午前9時30分から午前0時30分まで
- 3 変更する年月日
平成15年1月7日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社マルシヨク
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,497平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
87台
 - (4) 駐輪場の収容台数
28台
 - (5) 荷さばき施設の面積
59平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量
21立法メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
- 5 届出年月日
平成14年12月25日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成15年1月15日から平成15年5月14日まで

熊本県公告第26号

八代市八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。

平成15年1月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	中 島 隆 利	八代市上野町1983番地

熊本県公告第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、富合町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成15年1月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
宇土都市計画下水道 富合公共下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
富合町大字杉島字前川原の全部並びに字中崎、字上崎、字久保田、字長江及び字南江の各一部並びに大字御船手字北崎の一部